

入会及び退会規程

平成23年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の正会員又は特別会員として入会しようとする管理薬剤師又は薬剤師に対しては、理事会の定める入会申込書(様式1)の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、入会基準(別紙)により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 特別会員については、理事会で予め本人の意向を確認の上、会員総会において推薦を決定し、本人に通知する。

4 原則として、正会員として本会に入会した場合は、自動的に社団法人東京都薬剤師会(以下「都薬」という。)の会員になるものとする。

ただし、入会申込時に都薬の会員になることを希望しない旨、申し出た場合は、薬剤師会員資格に限り、都薬に加入しないことができる。

(会員名簿及び会員の個人情報に関する取扱)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届(様式2)の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期に関する細則は、定款第7条により総会において定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届(様式3)を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく、会員名簿の登録を抹消する。

- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、あらためて第2条に定める入会申込書を提出しなければならない

- 2 前項の再入会申込に対しては、第2条第2項に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 前項における退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めないものとする。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後、3年間は、再入会を認めないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、平成23年4月1日から施行する。